



島根県報

平成19年 2 月 2 日 (金)
第 1,850 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成19年 2 月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指 定地方公共機関の指定の取消し	(消 防 防 災 課)	1
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
換地計画書の縦覧 (3 件)	(農 村 整 備 課)	2
解除予定保安林 (2 件)	(森 林 整 備 課)	3
保安林予定森林	(")	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	4
道路の供用開始	(")	6

公 告

開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	7
---------------	-------------	---

特定調達公告

島根県立中央病院の清掃等環境衛生業務委託に係る一般競争入札の実施	(医 療 対 策 課)	7
----------------------------------	-------------	---

教委規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課)	9
-------------------------	---------------	---

人委規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則		9
-------------------------	--	---

告 示

島根県告示第93号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第101条第 1 項の規定に基づき、平成19年 2 月13日定例県議会在松江市に招集するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 2 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第94号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第 2 条第 2 項の指定地方公共機関について、次のとおり当該指定を取り消したので告示する。

平成19年 2 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 名称

一畑電気鉄道株式会社

2 取消年月日
平成18年12月11日

島根県告示第95号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成19年1月25日から適用する。

平成19年1月25日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年2月2日

島根県知事 澄田信義

表中「年0.55パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

島根県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（頓原）地区寺澤工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年2月2日

島根県知事 澄田信義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成19年2月2日から21日間
- 3 縦覧の場所
飯南町役場

島根県告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（頓原）地区東工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年2月2日

島根県知事 澄田信義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成19年2月2日から21日間
- 3 縦覧の場所
飯南町役場

島根県告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う角井地区第3工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 2 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年 2 月 2 日から21日間

3 縦覧の場所

飯南町役場

島根県告示第99号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 2 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市平田町字城ノ前6192 - 4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第100号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 2 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町横田1469 - 10、1470 - 10

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第101号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年2月2日

島根県知事 澄田信義

1 保安林予定森林の所在場所

安来市伯太町西母里733、733 - 2、734、735、735 - 1、738 - 3、747、747 - 2、2012 - 1、2013から2018まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第102号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年2月2日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	186号	浜田市金城町上来原767番3地先から同767番4地先まで	前	メートル 9.00 ~ 14.50	メートル 115.50	道路改良工事 拡幅	
			後	12.50 ~ 48.00	115.50		
"	"	浜田市金城町上来原767番4地先から同95番1地先まで	前 A	8.50 ~ 22.00	418.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ	
			後	A	8.50 ~ 22.00		418.00
				B	12.50 ~ 66.00		352.00
"	"	浜田市金城町上来原95番1地先から同80番5地先まで	前	11.50 ~ 13.00	63.50	道路改良工事 拡幅	
			後	13.00 ~ 35.00	63.50		

"	488号	益田市長沢町八426番 3 地先から同町八426 番 8 地先まで	前	20.00 ~ 20.00	10.00	益田県土整 備事務所	減幅 払い下げ B 区域の一部拡 幅
			後	19.00 ~ 20.00	10.00		
県 道	御津東生馬 線	松江市西生馬町後谷 603 番 1 地先から同町 梨子廻171 番 2 地先ま で	前	4.50 ~ 22.00	1,150.00		道路改良工事 拡幅
			後	14.00 ~ 57.00	1,094.00		
"	松江鹿島美 保関線	松江市美保関町片江 1374 番 4 地先から同町 七類304 番 5 地先まで	前	A	5.00 ~ 50.00	1,400.00	左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
				B	11.00 ~ 90.00	1,200.00	
			後	A	5.00 ~ 50.00	1,400.00	
				B	11.00 ~ 90.00	1,200.00	
"	"	松江市鹿島町名分615 番 1 地先から同389 番 1 地先まで	前	A	7.00 ~ 12.00	212.00	左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
				A	7.00 ~ 12.00	212.00	
			後	B	6.00 ~ 12.00	241.00	
"	"	松江市鹿島町名分657 番 1 地先から同615 番 1 地先まで	前	4.50 ~ 22.00	155.00	松江県土整 備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	14.00 ~ 40.00	155.00		
"	"	松江市鹿島町名分615 番 1 地先から同389 番 1 地先まで	前	A	7.00 ~ 12.00	212.00	左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
				B	6.00 ~ 12.00	241.00	
			後	A	12.00 ~ 18.00	212.00	
				B	6.00 ~ 12.00	241.00	
"	"	松江市鹿島町名分389 番 1 地先から同町佐陀 本郷958 番 2 地先まで	前	6.20 ~ 18.00	310.00	道路改良工事 拡幅	
			後	12.00 ~ 56.00	310.00		
"	"	松江市鹿島町佐陀本郷 958 番 2 地先から同902 番 2 地先まで	前	A	6.30 ~ 6.90	200.00	左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
				A	6.30 ~ 6.90	200.00	
			後	B	12.00 ~ 15.00	200.00	

"	"	松江市鹿島町佐陀本郷902番2地先から同698番28地先まで	前	6.00~ 17.00	162.00	"	道路改良工事
			後	16.00~ 22.00	162.00		拡幅
"	高見出羽線	邑智郡邑南町原村563番1地先から同956番6地先まで	前	5.00~ 9.00	255.00	県央県土整備事務所	道路改良工事
			後	11.00~ 22.00	255.00		拡幅
"	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀45番1地先から同4513番1地先まで	前	11.00~ 18.00	84.00	浜田県土整備事務所	市道取付け
			後	11.00~ 18.00	84.00		拡幅
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久赤島1番5地先から同1番9地先まで	前	20.00~ 49.80	67.00	隠岐支庁県土整備局	災害防除工事
			後	49.00~ 73.00	67.00		拡幅

島根県告示第103号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年2月2日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町山田里ノ前111番1地先から同町山田代官屋ノ前6番1地先まで	メートル 300.00	平成19年 2月2日	隠岐支庁県土整備局	
県道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町大馬木1319番1地先から同1307番2地先まで	189.00	平成19年 2月2日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
		仁多郡奥出雲町大馬木1308番1地先から同1304番1地先まで	154.00	平成19年 2月2日		
		仁多郡奥出雲町大馬木1302番1地先から同1301番1地先まで	113.00	平成19年 2月2日		
		仁多郡奥出雲町大馬木1298番1地先から同1295番4地先まで	47.50	平成19年 2月2日		
		仁多郡奥出雲町大馬木1300番1地先から同地先まで	54.50	平成19年 2月2日		
"	高見出羽線	邑智郡邑南町原村1136番地先から同562番1地先まで	400.00	平成19年 2月2日	県央県土整	

"	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫4073番地先から同町矢上6843番11地先まで	230.00	平成19年 2月2日	備事務所	
"	柿木山口線	鹿足郡吉賀町柿木椈谷774番 5 地先から同地先まで	30.00	平成19年 2月2日	益田県土整 備事務所津 和野土木事 業所	

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 2 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字内馬字三反田1662番 3 外 2 筆

面積 5,383.60平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県安芸郡坂町横浜中央一丁目 6 番30号

シモハナ物流株式会社

代表取締役 下花 健男

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成19年 2 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 件名及び数量

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託 一式

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

ア 入札金額は、総価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号)第5条第2項の規定により、清掃業務および害虫等防除業務について、A等級に格付けされた者であること。
- (3) 財団法人医療関連サービス振興会が医療関連サービスマーク制度により院内清掃サービスについて認定を得た者あるいは医療法施行規則第9条の15の基準に適合することを証明できる者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号、第2号及び第7号に掲げる事業について、島根県知事の登録を受けている者又は入札日の前日までに登録を受けられる見込みがあること。若しくは第7号及び第8号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)による改正前の同法第12条の2第1項第6号を含む。)に掲げる事業について、島根県知事の登録を受けている者又は入札日の前日までに登録を受けられる見込みがあること。
- (5) 平成16年4月1日からこの公告の日までに医療法第1条の5に規定する病院(400床以上のものに限る。)で、手術室及び集中治療室等の清潔区域を含む清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。
- (6) 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。
- (7) 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒693 - 8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループ
電話0853 - 30 - 6435
- (2) 入札説明書の交付方法
平成19年2月14日から平成19年2月21日まで(日曜日、土曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)の間、交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成19年2月14日 午前10時30分
イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1
- (4) 入札書の受領期限
平成19年3月15日 午後1時30分(郵送による入札にあっては、平成19年3月15日正午)
なお、郵送する場合は書留郵便とすること。
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月15日 午後1時30分
イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札書の提出場所に平成19年2月14日から平成19年2月26日午後5時までの間に提出しなければならない。
なお、入札者は、開札日時までの間において、島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると島根県知事が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: The service of offices and facilities cleaning in the building of The Shimane Prefectural Central Hospital, 1set.
- (2) Application Due: 1:30 PM 15 March 2007 (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 12:00 (midday) 15 March 2007.)
- (3) Contact point for the notice: Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan, TEL0853-30-6435

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 2 月 2 日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第 号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「	邑智高等学校	」	を	「	邑智高等学校	」	に改める。
		矢上高等学校				邑高		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年 1 月 1 日から適用する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 2 月 2 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 1 号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、県立の高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校に勤務する教育職員については、同条の勤務することを命ず

る必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後の日までとすることができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。